

第 43 号 議 案

敦賀市病院事業の設置等に関する条例の一部改正の件

敦賀市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 2 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

敦賀市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年敦賀市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(経営の基本) 第3条 (略) 2 (略) 3 病床数は、次のとおりとする。 (1) 一般病床 <u>281</u> 床 (2) 感染症病床 2床 4 (略)	(経営の基本) 第3条 (略) 2 (略) 3 病床数は、次のとおりとする。 (1) 一般病床 <u>330</u> 床 (2) 感染症病床 2床 4 (略)

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

提案理由

市立敦賀病院の病棟の一部閉鎖に伴い、病床数を改定したいので、この案を提出する。